

議案第31号

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市議会委員会条例の一部を改正する条例

和光市議会委員会条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、それぞれ次項第1号又は第2号のうちいずれか一方の常任委員会及び同項第3号の常任委員会の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務環境常任委員会 9人</p> <p>ア 企画部、総務部、市民環境部、都市整備部、危機管理室、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び上下水道部の所管に関する事項（<u>予算及び決算に関する事項を除く。</u>）</p> <p>イ（略）</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 9人</p> <p>ア <u>福祉部、健康部、子どもあんしん部及び教育委員会の所管に関する事項（<u>予算及び決算に関する事項を除く。</u>）</u></p> <p>(3) <u>予算決算常任委員会 18人</u></p> <p>ア <u>予算及び決算に関する事項</u></p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務環境常任委員会 9人</p> <p>ア 企画部、総務部、市民環境部、<u>建設部</u>、危機管理室、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び上下水道部の所管に関する事項</p> <p>イ <u>一般会計歳入予算に関する事項</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 9人</p> <p>ア <u>保健福祉部</u>、子どもあんしん部及び教育委員会の所管に関する事項</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号アの改正規定（「（予算及び決算に関する事項を除く。）」を加える部分を除く。）及び同項第2号アの改正規定（「（予算及び決算に関する事項を除く。）」を加える部分を除く。）は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年3月17日提出

和光市議会議長 齊藤 克己 様

提出者 和光市議会議員

安保友博

賛成者 和光市議会議員

待鳥美光

遠澤裕之

赤松祐造

島崎 耕司

小嶋 智子

松永 靖恵

萩原 圭一

提 案 理 由

予算決算常任委員会を設置することに伴い所要の改正を行うほか、和光市部設置条例の一部改正に伴い常任委員会の所管事項における部の名称を改める必要があるため、地方自治法第112条及び和光市議会会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。